

住まい探しにご協力ください

区では、年齢や身体状況などの理由で住まい探しにお困りの方を対象に入居を拒まない民間賃貸住宅の空き室情報を提供しています。

空き室をお持ちの家主のみなさま、高齢者等の入居にご理解いただき、空き室情報の提供にご協力ください。



©2011 練馬区 ねり丸

支援対象者

年間約200件のご相談が寄せられています。

高齢者

65歳以上の单身
または
高齢者のみ世帯

障害者

障害者の单身
または
障害者のいる世帯

ひとり親家庭

18歳までのお子さんの
いる
ひとり親家庭

月に2回の
物件紹介依頼に
ご協力をお願いします。

高齢者・障害者・ひとり親家庭

区「住宅課・他の窓口」

不動産団体事務局

不動産仲介店

高齢者に緊急通報システムを利用してもらうことで 家主様の不安を軽減

高齢者の入居に際しては、区が提供する福祉サービス「緊急通報システム」設置を条件とすることができます。

お近くの地域包括支援センターでお申し込みください。



「緊急通報システム」

⚠ 区が入居者の身元を保証するものではありません。利用者と貸主による賃貸借契約になります。

お問合せ

練馬区住宅課管理係 (区役所本庁舎13階)
TEL. 03-5984-1289

～ 住宅セーフティネット制度のご案内 ～

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度



セーフティネット住宅への登録をお願いします。

家主のみなさまと住まい探しでお困りの方をつなぐ、高齢者等の入居を拒まない住宅の登録制度です。登録物件は、専用ウェブサイトで入居募集することができます。

登録住宅を公開しているウェブサイトです。

セーフティネット住宅

検索



<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

登録手続きの お問合せ

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
☎03-5989-1791 (直通)
新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE 2階・3階

補助制度 (区) 登録住宅のうち、高齢者等の「専用住宅」として登録した物件のオーナーを対象に、家賃補助および改修費補助を実施しています。詳しい条件はお問合せください。(受付期限11月末日)

改修費補助制度概要 (住宅確保要配慮者専用賃貸住宅向け)

面積要件：25㎡以上 (平成23年7月以前着工の場合は20㎡以上)

共同居住型住宅は、専用部分の床面積が12㎡以上

対象工事：手すり設置・段差解消・浴室の改良・トイレの改良・転倒防止 等

補助金額：補助対象工事費×2/3以内の額 (補助限度額100万円/戸)

条件：所得月額38万7千円以下の高齢者、障害者またはひとり親世帯を入居者とする事
10年間は「専用住宅」として管理すること 等

家賃低廉化補助制度概要 (住宅確保要配慮者専用賃貸住宅向け)

面積要件：25㎡以上 (平成23年7月以前着工の場合は20㎡以上)

共同居住型住宅は、専用部分の床面積が12㎡以上

補助金額：月額家賃×1/2以内の額 (補助限度額4万円/戸・10年間)

条件：所得月額15万8千円以下の高齢者、障害者またはひとり親世帯が入居者であること
入居者から権利金、謝金等の金品を受領しないこと。(家賃3か月分以内の敷金は可) 等

練馬区ホームページ

[トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [住まい・交通・道路](#) > [住宅福祉・公約住宅](#) >

[住まい探しでお困りの方へ・賃貸物件を所有される方へ](#) > [賃貸物件を所有される方へ](#) (協力のお願い・補助金)

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/kakuho/sumaikakho1.html>



練馬区住まい確保支援事業

住まい探しでお困りの方をお手伝いします



区では、年齢や身体状況などの理由で住まい探しにお困りの方を対象に、希望する地域や家賃などの条件をもとに民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。

ご利用
できる方

高齢者世帯

65歳以上の単身
または
高齢者のみ世帯

障害者世帯

障害者の単身
または
障害者のいる世帯

ひとり親家庭

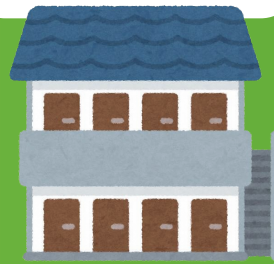
18歳までのお子さん
のいる
ひとり親家庭

こんなとき
ご利用
ください

賃貸住宅を探しているが年齢を理由に断られた

アパートが取り壊しになり立ち退きが迫られている

階段の上り下りがつらいので、1階の部屋に移りたい



受付窓口
お問合せ

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）予約不要

練馬区住宅課管理係（区役所本庁舎13階）

tel. 03-5984-1289

メール JUTAKUKA@city.nerima.tokyo.jp



区役所所在地・交通機関など

その他の
受付窓口

- 練馬総合福祉事務所
- 光が丘総合福祉事務所
- 石神井総合福祉事務所
- 大泉総合福祉事務所

- （〒176の地域にお住まいの方）
- （〒179の地域にお住まいの方）
- （〒177の地域にお住まいの方）
- （〒178の地域にお住まいの方）

窓口申請から契約までのながれ



STEP 01

受付窓口にお越しください。

- 家賃、部屋の広さ、最寄り駅など住み替え先の希望条件をお伺いします。
- 高齢者の方には、緊急通報システムの入居先への設置（利用者負担有）をお願いしています。

「緊急通報システム」

お近くの地域包括支援センターでお申し込みください。



STEP 02

お部屋探し

- 希望条件を不動産団体に照会し、ご希望に合うお部屋を探します。
- 窓口でのお申し込みから、2週間から4週間程度で、お部屋探しの結果（アパート等の図面および不動産店あて紹介状）を郵送します。



STEP 03

お部屋の見学・賃貸借契約

- ご希望に合う物件があれば、物件の取扱不動産店にご自身で連絡していただき、お部屋の見学、契約条件の確認などを行ってください。



！
ご注意ください

- 希望に合う物件がない場合には、情報提供ができない場合もあります。その際には、希望条件を見直しの上、再度お申し込みをお願いします。
- 賃貸借契約はご自身の責任で行っていただくものです。契約条件をよくご確認ください。

以下のウェブサイトでは、高齢や障害などを理由に入居を拒まない全国の物件情報を公開しています。



セーフティネット住宅
情報提供システム

一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会

セーフティネット住宅

検索



<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>